

5－1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数		金 額	
取 得 財 産 価 額		人	外	千円	
		－	外	－	
		1,353		71,733,227	
		62		2,091,787	
		702		4,870,197	
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額					
債 務 控 除 額		91		278,178	
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額					
課 税 価 格		1,363	実	69,232,995	
相 続 税 額	算 出 税 額	1,333		6,953,070	
	2 割 加 算 額	69		135,758	
	計	1,333	実	7,088,828	
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	20		5,819	
	配 偶 者	136		1,248,847	
	未 成 年 者	3		480	
	障 害 者	40		50,044	
	相 次 相 続	69		83,446	
	外 国 税 額	－		－	
	計	251	実	1,388,635	
差 引 税 額		1,207	実	5,700,193	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		31		158,480	
小 計		1,203		5,541,714	
農 地 等 納 税 猶 予 額		－		－	
株 式 等 納 税 猶 予 額		－		－	
申 告 納 税 額	納 付 税 額	1,203	実	5,577,159	
	還 付 税 額	15	実	35,445	
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		－		－	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		349		33,210,000	

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 外書は災害減免法第6条の被害を受けた部分の価額を示す。
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 18 年 分	1,232	65,039,894	7,243,102	2,037,269	1,075	5,154,568	12	21,368	302
平成 19 年 分	1,284	66,096,425	7,394,025	1,735,646	1,141	5,640,709	6	3,612	322
平成 20 年 分	1,315	66,458,328	7,110,705	1,835,078	1,190	5,184,435	6	9,070	327
平成 21 年 分	1,215	64,599,020	7,600,705	1,922,193	1,074	5,581,750	15	40,035	310
平成 22 年 分	1,363	69,232,995	7,088,828	1,388,635	1,203	5,577,159	15	35,445	349

(注) 1 この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人 の数
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	人	千円	人
那 覇	375	21,159,919	340	1,647,932	100
宮 古 島	15	918,052	14	48,144	7
石 垣	25	1,231,031	23	102,941	6
北 那 覇	307	14,784,790	261	966,067	84
名 護	26	772,303	20	29,342	7
沖 縄	615	30,366,900	545	2,782,733	145
総 計	1,363	69,232,995	1,203	5,577,159	349

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 1,362	千円 69,211,576	人 1,206	千円 5,579,898	人 349
	修正申告による増差額	19	241,958	18	27,420	10
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	13 △	220,604	18 △	30,169	8
	決 定 額	1	65	1	10	1
	計	実 1,363	69,232,995	実 1,203	5,577,159	実 349
過 年 分	申 告 額	106	3,703,238	90	170,322	27
	修正申告による増差額	200	2,549,305	268	435,107	81
	更正による増差額	6	153,814	6	57,949	2
	更正等による減差額	89 △	891,107	104 △	270,360	33
	決 定 額	1	40,831	1	1,803	1
	計	実 400	5,556,081	実 464	394,820	実 115
合 計	申 告 額	1,468	72,914,814	1,296	5,750,220	376
	修正申告による増差額	219	2,791,263	286	462,527	91
	更正による増差額	6	153,814	6	57,949	2
	更正等による減差額	102 △	1,111,711	122 △	300,530	41
	決 定 額	2	40,896	2	1,813	2
	計	実 1,763	74,789,076	実 1,667	5,971,979	実 464

調査対象等： 「本年分」は平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成21年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年11月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成20年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年7月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 13	千円 982	人 -	千円 -
過 年 分	166	31,633	87	25,233	44	41,739
合 計	166	31,633	100	26,215	44	41,739

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5－2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課 税 価 格 階 級	被相続人の数	課 税 価 格	左 の う ち		納 付 税 額	法定相続人の数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦 年 課 税 分 贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億 円 以 下	47	3,451,520	306,642	11,267	48,587	109
1 億 円 超	186	26,889,291	490,197	128,825	1,028,456	817
2 "	62	15,025,408	150,052	91,168	1,188,255	350
3 "	43	15,837,927	673,312	22,989	1,763,015	245
5 "	6	3,724,182	380,078	－	673,796	28
7 "	4	3,162,414	10,926	23,930	495,134	22
10 "	1	1,120,834	－	－	382,654	5
20 "	－	－	－	－	－	－
30 "	－	－	－	－	－	－
50 "	－	－	－	－	－	－
70 "	－	－	－	－	－	－
100 "	－	－	－	－	－	－
合 計	349	69,211,576	2,011,207	278,178	5,579,898	1,576

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	2	15	8	10	12	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	1	12	14	40	32	35	29	11	7	3	2	-
2 "	-	4	6	2	5	20	6	5	3	4	5	2
3 "	1	2	1	5	6	8	7	2	7	1	-	3
5 "	-	-	1	-	2	2	-	-	1	-	-	-
7 "	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-
10 "	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	4	33	30	57	58	67	43	19	18	8	7	5

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）に基づいて作成した。

（注） この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5－3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	13	174,706
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	127	3,793,438
	宅地（借地権を含む。）	311	29,616,417
	山林	20	450,442
	その他の土地	218	16,881,224
	計	実 336	50,916,227
家屋、構築物		270	3,752,133
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	7	5,369
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	2	3,100
	売掛金	6	12,575
	その他の財産	12	231,043
	計	実 20	252,086
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	42	1,455,839
	同上以外の株式及び出資	115	1,023,739
	公債及び社債	27	342,709
	投資・貸付信託受益証券	32	422,084
	計	実 153	3,244,370
現金、預貯金等		336	10,301,156
家庭用財産		86	23,776
その他の財産	生命保険金等	13	324,309
	退職金及び功労金等	9	501,197
	立木	-	-
	その他の	182	2,528,682
	計	実 187	3,354,188
合計		実 346	71,843,936
相続時精算課税適用財産価額		40	2,011,207
債務		292	4,405,075
葬式費用		336	516,670
計		実 341	4,921,745
差引純資産価額		実 347	68,933,398
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		37	278,178
課税価額		実 349	69,211,576

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。